

# 警備防災・通信

## 警備防災

### 1 概要

ねんりんピックかながわ 2022 の警備防災は、「ねんりんピックかながわ 2022 警備防災基本方針」及び「ねんりんピックかながわ 2022 警備防災要綱」に基づいて実施した。

### 2 「ねんりんピックかながわ 2022 警備防災基本方針」

第 34 回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピックかながわ 2022）の開催にあたり、事故等の発生を未然に防止し、非常時における迅速かつ適切な措置を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、警備防災体制を確立し、安全かつ円滑な大会運営を図る。

#### 1 警備

- (1) 会場及び会場周辺において、事故や犯罪の発生を防止するため、適正な警備体制を整え、状況に応じた的確な交通整理や誘導・規制を行う。
- (2) 事故発生時における連絡体制を整え、避難誘導及び緊急自動車の出動に伴う交通整理・誘導等を適切に行う。

#### 2 防災

- (1) 会場、宿泊施設等における火災等の予防を徹底するとともに、避難経路を確保する。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、適切な連絡体制を整え、状況に応じた的確な対応を行う。
- (3) 災害発生時には、適切な避難誘導を行うとともに、必要に応じ、迅速な救助・救急要請等を行う。

### 3 「ねんりんピックかながわ 2022 警備防災要綱」

#### 1 目的

この要綱は、ねんりんピックかながわ 2022 警備防災基本方針に基づき、ねんりんピックかながわ 2022（以下「大会」という。）の選手・監督・役員、その他大会関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全の確保に万全を期するとともに、円滑な大会運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 実施機関

大会における警備防災業務は、ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会（以下「県・政令市実行委

員会」という。）及び交流大会会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）が、神奈川県警察本部（所轄警察署を含む。）及び各地区所轄消防本部（所轄消防署を含む。）等（以下「関係機関」という。）の協力を得て行う。

#### 3 業務内容

大会における警備防災業務は次のとおりとする。

- (1) 総合開会式会場、総合閉会式会場及び大会イベント会場（以下「総合開会式会場等」という。）並びに交流大会会場（開始式会場を含む。）及び練習会場（以下「交流大会会場等」という。）における防犯対策、交通整理等の警備に関する事。
- (2) 総合開会式会場等、交流大会会場等の防火管理、災害発生時の避難誘導等及び指定宿泊施設の防火管理の指導等の防災に関する事。

#### 4 事前の警備防災

県・政令市実行委員会及び市町実行委員会は、関係機関の協力を得て、大会開催前に次のとおり事前の警備防災を実施する。

- (1) 県・政令市実行委員会の業務
  - ア 総合開会式会場等の警備防災実施体制の整備
  - イ 交流大会会場等の警備防災実施体制の整備への助言
  - ウ 総合開会式会場等及び指定宿泊施設に対する防火管理の指導を各地区所轄消防本部へ依頼
  - エ 関係機関との連絡調整
  - オ その他必要な警備防災業務
- (2) 市町実行委員会の業務
  - ア 交流大会会場等の警備防災実施体制の整備
  - イ 交流大会会場等に対する防火管理の指導を所轄消防署へ依頼
  - ウ 関係機関との連絡調整
  - エ その他必要な警備防災業務

#### 5 大会開催期間中の警備防災

- (1) 組織
 

県・政令市実行委員会及び市町実行委員会は、関係機関の協力を得て、大会開催期間中に次のとおり組織を設置する。

  - ア 県・政令市実行委員会は、警備防災本部（以下「県・政令市本部」という。）を設置する。
  - イ 市町実行委員会は、各市町警備防災本部（以下「市町本部」という。）を設置する。
  - ウ 県・政令市実行委員会及び市町実行委員会は、総合開会式会場等及び交流大会会場等に現地警備防災本部（以下「現地本部」という。）を設置し、

必要に応じて関係機関の協力を得ることとする。  
なお、市町本部は現地本部を兼ねることができる。

## (2) 業務

県・政令市本部、市町本部及び現地本部の業務は、概ね次のとおりとする。

県・政令市本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合開会式会場等の警備防災の統括</li> <li>・災害発生時の連絡調整及び対策</li> <li>・市町本部の警備防災状況の把握及び通報連絡</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>
市町本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流大会会場等の警備防災の統括</li> <li>・災害発生時の連絡調整及び対策</li> <li>・県・政令市本部に対する通報連絡</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>
現地本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合開会式会場等及び交流大会会場等の警備防災</li> <li>・災害発生時の応急処置</li> <li>・県・政令市本部及び市町本部に対する通報連絡</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・その他必要な火災予防及び事故防止のための業務</li> </ul>

## 6 災害等への対応

### (1) 大会中止の決定

県・政令市実行委員会は、大会開催前や大会開催期間中に、大規模災害、重大な事件事故等が発生又は発生が予想され、大会運営に支障をきたす場合には、厚生労働省及び一般財団法人長寿社会開発センターと協議し、大会の中止を決定する。

### (2) 安全対策

#### ア 事前の対策

県・政令市実行委員会及び市町実行委員会は、総合開会式会場等及び交流大会会場等における災害等発生時の警備防災マニュアルを作成する。

#### イ 大会開催期間中の対策

事前に作成した警備防災マニュアルに従い、それぞれの活動体制を確立し、迅速かつ的確な避難誘導や応急処置を行うなど、大会参加者等の安全を確保するとともに、関係機関と連絡調整を図り、適切な対策を講じる。

### (3) 災害等の通報・連絡

現地本部は火災その他の災害、事故等の発生を発見した場合及び通報を受けた場合には、直ちに応急処置を講ずるとともに、県・政令市本部、市町本部及び関係機関に通報、連絡する。

## 7 連絡調整

この要綱に基づく業務を円滑に進めるため、県・政令市実行委員会、市町実行委員会、関係機関は、相互に密接な連絡調整を図るものとする。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

## 4 実施状況

警備防災基本方針及び警備防災要綱に基づき対策を行い、緊急時に迅速な対応ができるようにした。

## 通信

### 1 概要

大会に必要な通信機器は、県・政令市実行委員会及び会場地市町実行委員会がそれぞれ設置した。

### 2 臨時通信設備の設置数

大会の運営を円滑に行うため、臨時の携帯電話及び無線機を設置した。

#### (1) 携帯電話

実施本部員用に45台を設置した。

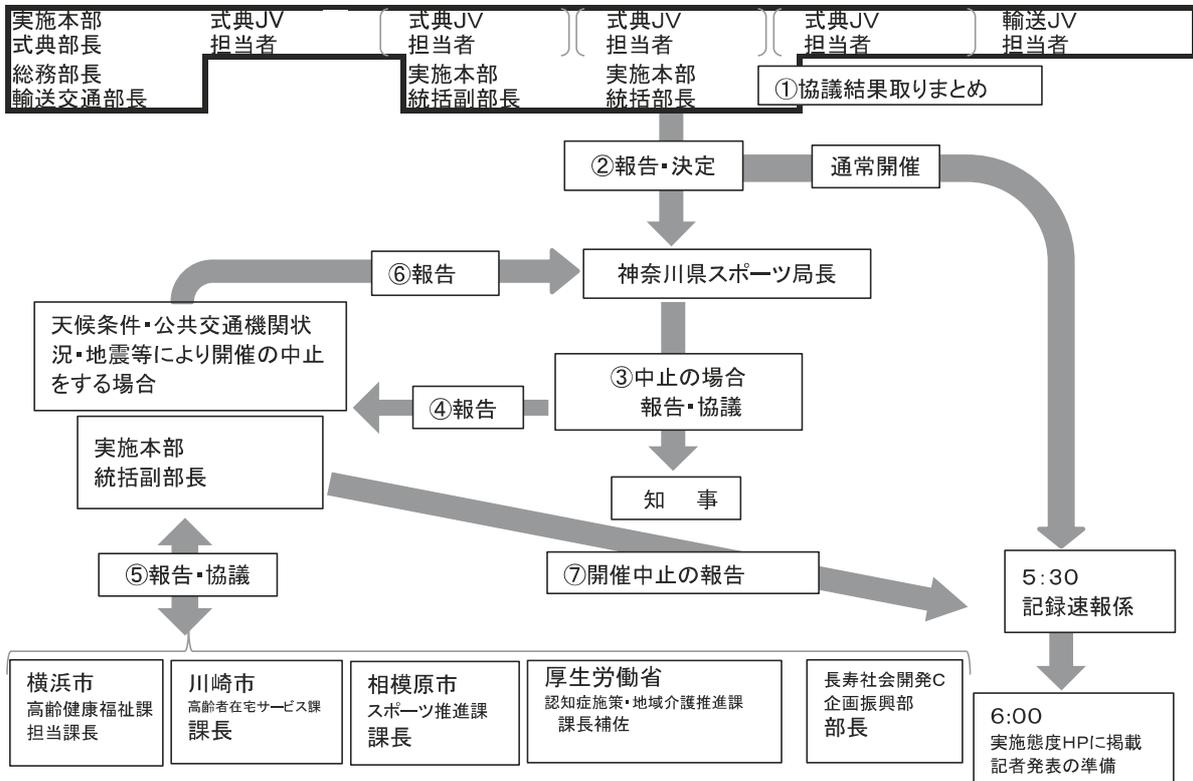
#### (2) 無線機

実施本部員用に467台を設置した。

## ねんりんピックかながわ 2022 総合開会式実施態度決定フロー

11月12日(土)

4:50 実行委員会(実施本部部长以上)・JV各社が新横浜プリンスホテルロビーに集合し、天候・会場設備・公共交通機関等の状況把握を行い、実施態度について協議



※ 震度5弱以上の地震が起きた場合、直ちに実施本部部长以上は横浜アリーナに集合し、情報収集を開始する。(駐車場側防災センターが入口)

<役割>

- ・総務部:各情報を整理し、実施本部部长に報告する準備をする。
  - ・式典部:災害対策課(横浜地方気象台・神奈川県警察本部)から、気象情報・人的被害状況等やアリーナ施設内の被害状況を把握。
  - ・輸送交通部:公共交通機関の運休や高速道路・周辺道路の通行止め等の状況を把握する。
- ※ 併せて、選手等からの問い合わせ窓口の対応者も確保しておく必要がある。

<中止等の判断をした場合の対応>

- ・総務部:統括副部長(イベント関係)や宮内庁、警察にも情報共有を行うとともに記者発表の準備を行う。
- ・式典部:出演者や出展事業者に情報の共有を行う。
- ・輸送交通部:選手派遣団体等への情報提供を行う。

【中止等を検討すべき事象(想定)】

- ・ 神奈川県内で震度6弱以上の大規模地震が発生して災害対策本部が自動設置され、知事が陣頭指揮を執る場合
- ・ 日本国内で大規模地震や台風により甚大な被害が発生して支援調整本部が設置され、知事が陣頭指揮を執る場合  
(※ 知事は全国知事会の危機管理防災特別委員会の委員長を務めているため、支援に向けた調整にあたる場合がある。)
- ・ 神奈川県内で凶悪事件や脱線事故などが発生し、知事が対応に当たらないといけない場合

(実施態度決定後の対応案)

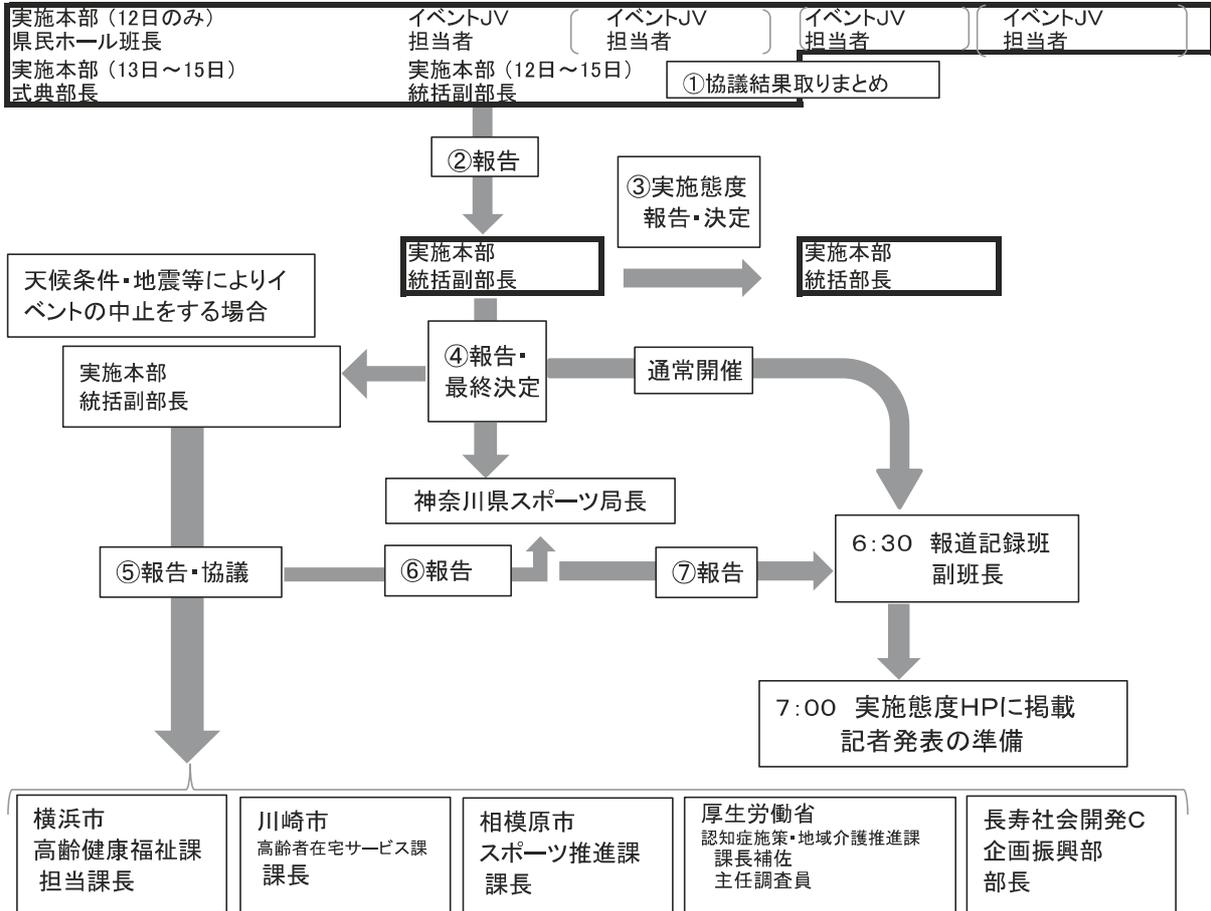
- 公共交通機関の遅延等により、開会式開始までに半数以上の出席者が遅れるなどの場合は、開会式を縮小して実施するか検討する。
- 開会式開催後、式典等の進行に影響が及ぶ事案が発生した場合は、各部長は統括部長に報告し、統括部長は事案に応じて県スポーツ局長の判断を仰ぐ。
- 開会式開催中に地震により以下の状況が見られたときの対応は、記載のとおりとする。
  - ・ 少し揺れを感じる時  
⇒ そのまま続行する。
  - ・ 4連モニターが大きく揺れるなど、会場が騒然となったとき
  - ・ 演技者の演技や登壇者のスピーチなどが中断されたとき  
⇒ 一旦、式典は中断し、「横浜アリーナは安全な建物です。揺れが収まるまで席に座ったままお待ちください。」などとアナウンスをする。

## ねんりんピックかながわ 2022 スマイリングフェスタ実施態度決定フロー

11月12日(土)～15日(火)

**6:00 実行委員会・JV各社が日経ビル2階(局共用会議室)に集合し、天候等を踏まえて実施態度について協議**

※ ただし、翌日の降水の確率が極めて低い場合、前日に実行委員会とJVが協議を行い、それぞれの代表者が携帯電話等により実施態度を協議することを可能とする。



※ 震度5弱以上の地震が起きた場合、直ちに実施本部班長以上は日経ビル2階共用会議室に集合し、情報収集を開始する。

### <役割>

総務部・イベント部が協力して以下の対応を行う。

- ・津波注意報(警報)の発令状況、気象情報・人的被害状況、各施設の被害状況を把握して各情報を整理し、統括副部長(イベント関係)に報告する準備をする。
- ・統括副部長(イベント関係)は、JVと協議を行い、協議結果を統括副部長(式典関係)に報告する。
- ※ 併せて、選手等からの問い合わせ窓口の対応も確保しておく必要がある。

### <中止等の判断をした場合の対応>

- ・総務部: 3政令市、宮内庁、警察にも情報共有を行うとともに記者発表の準備を行う。
- ・イベント部: 出演者や出展事業者に情報の共有を行う。
- ※ 実施本部員各職員は協力して問い合わせなどの対応にあたる。

### 【中止等を検討すべき事象(想定)】

- ・神奈川県内で震度6弱以上の大規模地震が発生して災害対策本部が自動設置され、知事が陣頭指揮を執る場合
- ・日本国内で大規模地震や台風により甚大な被害が発生して支援調整本部が設置され、知事が陣頭指揮を執る場合  
(※ 知事は全国知事会の危機管理防災特別委員会の委員長を務めているため、支援に向けた調整にあたる場合がある。)
- ・神奈川県内で凶悪事件や脱線事故などが発生し、知事が対応に当たらないといけない場合

### 【キンタロウ広場ステージイベント等を中止とする場合】

- ・イベント開始時の10時までに雨が止まない場合
- ・風が強く、ステージイベントの安全な開催が困難と考えられる場合
- ※ イベント実施後にアクシデント等により開催について協議する場合は、各会場のJV担当者と統括副部長(式典関係)とで協議した上で、その結果を上記フローにより行う。